

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 登録免許税過誤納金還付請求(債権者代位)事件
国側当事者・国
令和4年11月18日棄却・確定

判 決

原告	X株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	田汲 幸弘
同	青木 翔太郎
同	北岡 諭
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	星野 郁也
同	滝澤 知弘
同	神山 ひな
同	大西 浄子
同	渡邊 一洋

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、705万4500円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、B株式会社(以下「B社」という。)に代位して、被告に対し、国税通則法56条1項に基づく過誤納金還付請求として、705万4500円の支払を求めた事案である。

2 請求原因等

(1) 原告のB社に対する被保全権利について

ア 原告、B社及びC(後記各不動産の所有者であるDになりすました者。以下「C」という。)は、平成29年4月24日、東京都品川区●●、●●、●●及び●●の各土地並びにこれらの土地上の建物3棟(家屋番号●●、●●及び●●。以下これらの土地建物を併せて「本件各不動産」という。)をCからB社、原告へと順次売買することとし(以下「本件取引」という。)、CとB社との間の売買契約、B社と原告との間の売買契約(以下同年6月1日付けの変更契約による変更後のものを含めて、「本件売買契約」という。)を

締結した。

本件売買契約においては、原告がB社に支払う売買代金を70億円とし、原告がB社に対し、同年4月24日に証約手付として14億円、同年6月1日までに49億円及び同年7月31日までに7億円をそれぞれ支払うこと、本件各不動産の所有権が上記49億円の支払と引換えにB社から原告に移転し、B社を義務者、原告を権利者とする所有権移転登記手続をすることと定められた。

原告は、B社に対し、同年4月24日に14億円及び同年6月1日に49億円をそれぞれ支払った。

イ 原告及びB社は、平成29年6月1日、本件各不動産に係る所有権移転登記を申請したところ、同月9日、不動産登記法25条7号の規定に基づき、当該申請が却下された。

ウ 原告は、平成29年6月7日以降、Cと連絡を取ることができない状況になったことから、B社に対し、同月13日、本件各不動産の所有権移転登記義務の履行不能を理由として、本件売買契約を解除する旨の意思表示（但し、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）561条に基づく解除の意思表示を含む。）をした。

エ よって、原告は、B社に対し、本件売買契約の解除に基づく原状回復請求として、55億5037万2000円（既払金63億円から実質的に回復された7億4962万8000円を控除した金額）の請求権を有している。

(2) B社の無資力について

ア B社の設立時から現在までの商業登記簿上の各本店所在地に所在する建物は、いずれもB社が所有するものではない。

イ B社は、本件取引の利益分として、6億4279万0050円を受領したところ、そのほぼ全額を順次引き出し、平成29年6月6日時点の預金残高は、2719円である。

ウ B社の前記(1)の債務55億5037万2000円がB社の資産総額を大きく上回ることから、B社は無資力である。

(3) B社の被告に対する過誤納金還付請求権について

ア C及びB社は、平成29年6月1日に、東京法務局品川出張所に対し、Dを義務者、B社を権利者として、売買に基づく本件各不動産の所有権移転請求権仮登記の所有権移転本登記の申請を行い、この際、C及びB社は、登録免許税705万4500円を納付した。

当該申請は、同月9日、不動産登記法25条7号の規定に基づき、却下された。

イ 前記アの登記申請の申請人は、C及びB社であるところ、CとB社との間の売買契約において、登録免許税はB社の負担とされている。

ウ 不動産登記申請が却下された場合、登記官は、当該申請について納付された登録免許税の額を、申請人のうち、登記機関が選定した者の当該登録免許税に係る納税地（国内にある法人である場合にはその本店の所在地）の所轄税務署長に通知しなければならず、当該通知を受けた税務署長は、納付された登録免許税の額に相当する額の金銭を申請人に対して、還付しなければならないところ、B社は、麴町税務署長から当該登録免許税を還付されることとなった。

エ B社は、被告に対し、国税通則法56条1項に基づき、前記登記申請時に納付した登録免許税相当額である705万4500円の過誤納金還付請求権（以下「本件還付請求権」という。）を有する。

3 請求原因に対する認否等

前記2(1)ア、同ウ、同エ、同(2)及び同(3)イについては、不知。

同(1)イ、同(3)ア、同ウ及び同エは、認める。

4 抗弁

(1) 原告は、平成29年6月14日、東京地方裁判所に対し、B社を債務者として、債権仮差押命令を申し立て、同月20日に本件還付請求権に係る仮差押決定（以下「本件仮差押決定」という。）の発令を受けた。

(2) 麹町税務署長は、平成29年6月21日に本件仮差押決定に係る正本の送達を受け、令和4年5月25日に民事保全法50条5項が準用する民事執行法156条1項の規定に基づき、本件還付請求権に係る705万4500円の債務の全額を別紙供託金目録のとおり供託（以下「本件供託」という。）をした。

(3) したがって、本件供託により、本件還付請求権に係る債務について弁済としての効果が生じ、被告は、免責されると共に、その効果を原告にも対抗することができる。

5 抗弁に対する認否

いずれも認める。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因等について

(1) 前記第2の2(1)イ、同(3)ア、同ウ及び同エについては、当事者間に争いが無い。

(2) 証拠（甲2の1から6まで及び8）及び弁論の全趣旨によれば、前記第2の2(1)ア記載の事実を認めることができる。

(3) 証拠（甲10から11の3まで）及び弁論の全趣旨によれば、前記第2の2(1)ウ及び同エ記載の事実を認めることができ、原告においてB社に対し、55億5037万2000円の返還請求権を有していることを認めることができる。

(4) 前記第2の(2)については、証拠（甲1の1から1の2の3まで及び16の1の1から17まで）及び弁論の全趣旨によれば、B社において、資産総額を大きく上回る前記(3)の債務を負っていることから無資力であると認めることができる。

(5) 証拠（甲2の1）によれば、前記第2の2(3)イ記載の事実を認めることができる。

2 抗弁については、当事者間に争いが無い。

したがって、本件還付請求権については、本件供託により消滅したものと認めることができる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第50部

裁判官 森 智也

別紙 省略